

第四部

住民福祉編

第一章 民生・福祉

一 住民福祉

生活困窮者など貧しい人たちの救済が主であった住民福祉は、わが国の経済の高度な発展による国民生活の安定向上に伴い、老人福祉・母子寡婦福祉・児童福祉・身体障害者福祉・精神薄弱者福祉などの法律体系が、また国民皆保険として国民年金など社会保障に関する諸制度の改善と充実が行われた。

また、昭和五十六年を国際障害者年としてスタートし、福祉対象者のうち更生能力のある者はその能力に応じて社会参加ができるよう必要な援助を行い、これが困難な者は福祉対策をいっそう充実するよう福祉施設の整備拡充をはかり、家庭にある者の日常生活が自立して助長されるよう制度事業の強化が図られてきた。

しかし、いま国の経済は低安定成長期へと移行している。また人口の動態では出生児率の低下や平均寿命の伸

びなど高齢化は急速に進行し、社会福祉の需要が増大をもたらし、その対応に財政が追いつかない情勢となり、制度の改革など一面では福祉の後退などと批判される事態も発生している。

国は昭和六十一年四月一日から各種年金制度を一元化した基礎年金制度を設け、国民皆年金制度としてさらに長期安定化をはかった。いま有職婦人と母子家庭の増加は、児童福祉行政需要の拡大をもたらし、老人福祉対応策とともに最大の課題といえよう。

わが町は六五歳以上の高齢者率が昭和六十年一三・二割で県平均一四・二割より低い。また若年層が多く出生児率（千分比）は一三・九人と県平均一二・八人より高く、若い町といえるが、早晚高齢社会に入り、ますますその度合いが高まるであろうとき、溝辺温泉を開発、昭和五十九年五月老人福祉センターを開設し、老人みずからが心身健やかに生活が営めるよう対策を講じている。

住民生活の実態を常にあきらかにし、生活の指導や福祉施策などの浸透をはかるため、民生児童要員を溝辺町民生児童調査委員に委嘱し、福祉行政への協力を受けている。また、民間における社会福祉活動の拠点として社会

福祉協議会がおかれ、明るく住みよい福祉の町づくりが進められている。

(一) 生活保護

憲法の理念に根拠を置く生活保護制度は、生活に困っている国民に対する最低生活の国家責任保障と、自立の助長を目的としており、保護基準に照らし本人の収入・資産・能力などを活用しても、なお不足する分を現金給付することによって最低生活の水準を確保させるものである。その基準は、国民生活の向上とともに引き上げられ改善されている。

本町の保護の実態は、第115表に示すとおりで、本県や本郡のそれと保護率をみると第116表に示すとおり低い位置にある。このことは、自己保有農耕地などの資産活用に努めるなど自立意識の強い町民性や、若者の多い子弟に恵まれた環境にあるためと考えられる。現在の保護世帯を単純分析すると、六三割が老人一人世帯である。また、他について見ると保護開始の理由が働きの疾病となっている世帯や母子世帯である。重度の障害者にとっては、昭和六十一年四月年金制度が改正され、障害基礎

年金額の増加によって保護費支給額の減少するところとなった。

第115表 生活保護費支給の状況

(単位：円)

区分 年度	生 活 扶 助 費	住 宅 扶 助 費	教 育 扶 助 費	葬 祭 扶 助 費	生 業 扶 助 費	他一時 扶 助 費
45	3,900,883	27,393	350,632	16,101	75,000	
55	9,896,223	171,336	413,385	0	60,000	685,780
60	14,352,814	514,654	667,202	97,195		0869,505
62	13,367,896	454,978	184,080			0772,480

第116表 生活保護率の推移

(単位：人/1000)

区分 年度	始 良 伊 佐 郡	溝 辺 町
59	14.88	6.67
60	13.45	6.98
61	10.87	5.71
62	10.01	5.60

(二) 児童福祉

児童福祉法が昭和二十二年に制定され、児童の健全育

成について努力をされている。町の人口も昭和四十五年を最低に漸増している。なかでも若人が多く、出生児率が県下で最も高い町（人口動態）となっている。また女性の職場進出、母子家庭の増加は一層の要保育児の増加するところとなり、保育所の整備が必要となった。そのため次の私立保育所四カ所が設置され、二三〇名が措置されているが、なお不足の状況であり、定員四〇名の拡大を申請中である。

○高陵寺保育園（有川五〇三番地） 定員六〇名、園長

加来宗暁、創設昭和三十二年（初代加来貞信）。

○照明保育園（麓二五六二番地） 定員八〇名、園長藤

谷文孝、創設昭和三十七年（初代藤谷九卓）。

○白蓮保育園（竹子八六六番地） 定員三〇名、園長加

来稔子、創設昭和五十三年（初代加来宗暁）。

○心悅保育園（崎森二七〇五番地） 定員六〇名、園長

藤谷憲秀、創設昭和五十六年（初代藤谷憲秀）。

保育所措置費の負担割合は国の財政改革によって、昭和五十九年度まで国一〇分の八が、昭和六十年一〇分の七、昭和六十一年度から一〇分の五に改められた。負担金額は第117表のとおりである。

第117表 児童措置費負担の状況

区分 年度	保 育 料 (保護者負担)	措 置 費 (支 弁 額)	措 置 数	負 担 区 分		
				国	県	町
47	2,893,330 円	16,344,870 円	140 人	8/10	1/10	1/10
59	14,826,480	115,330,270	230	〃	〃	〃
60	17,316,870	118,866,660	230	7/10	1.5/10	1.5/10
61	16,266,380	123,851,260	230	5/10	2.5/10	2.5/10
62	17,250,490	122,745,290	230	〃	〃	〃

第118表 児童手当支給状況

区分 年度	支 給 世 帯 数			支 給 児 童 数		備 考
	被 用 者	非被用者	特例給付	人 数	金 額	
47	13 人	87 人	0 人	111 人	358,000 円	
55	59	136	0	218	15,906,500	
60	84	133	13	255	18,529,000	
61	114	162	32	335	18,082,500	
62	131	168	41	395	11,287,500	

児童が家庭生活の安定に寄与し、次世代をになう児童の健全育成とその資質の向上に資するため、昭和四十七年度から第三子以降十八歳未満を対象に児童手当が支給されてきたが、昭和六十年法改正により第二子以降六歳未満を対象とすることとなり、昭和六十二年度まで経過措置がとられた。年度別児童手当支給の状況は第118表のとおりである。

(三) 身体障害者福祉

昭和六十二年三月末現在身体障害者の数は、二九二人となっている。傾向としては交通事故や成人病などによる者の増加があるが、第119表のように総数で見ると昭和五十六年二八四人に比べ微増で、対人口比率は低下している。

第二一九表 身障福祉会員の年次別推移

年度	区分	人	員	増	減
四七			二六〇		△二〇
五八			二八四		二四
五七			二九〇		六

五八	二九五	五
五九	二九一	六
六〇	二九五	四
六一	二九二	△三
六二	三一二	二〇

また、重度身体障害者医療費では昭和六十三年三月登録者数八六人で、個人負担分医療費、四五六万七〇〇〇円の助成実績である。

(四) 精神薄弱者福祉

昭和六十三年三月現在精神薄弱者の数は四四人である。うち施設に入所している者一六人、入院八人、存宅二〇人となっている。特別児童扶養手当・障害基礎年金などの支給がなされ、精神薄弱者が人間としての処遇が受けられるよう、親の会を設け活動されている。また、親なき後の生活安定のため、重度心身障害者扶養共済制度を設け、現在加入者は七人である。

(四) 母子寡婦福祉

母子寡婦家庭は、救済的・社会的・精神的負担が大きい。施策としては福祉資金の貸付、自立更生に必要な職業訓練援助・雇用の促進・健康維持等安心して生活できる相談活動や施策が組織的に行われている。近年生き別れ母子家庭の増加が顕著であり、父親のない家庭にあって働く母親の組織活動には限度があり、加入率も悪くおのずから寡婦中心の会となっている。昭和六十二年四月会員七五人、うち母子三三人、寡婦四二人である。(会長有村カヨ＝麓二五四三番地)

(六) 国民年金制度

国民年金制度は、昭和三十六年四月わが国の社会保障制度の柱として発足し、福祉の向上に貢献している。制度創設以来幾度かの改正が図られ、昭和六十一年四月の改正では、世界に例を見ない速さで高齢社会を迎えるに当たり、産業構造や経済情勢の変化に伴う長期安定的基盤の確立をはかることとし、各種年金基礎部分を共通とする国民皆年金制度がスタートした。

町は、住民生活の長期安定保障のため、年金思想の普及高揚をはかるべく年金制度の適用と保険料納付の促進に最大の努力を払っている。保険料は旧来の集落では納付組織により納付され、その検認率も極めて高いが、一方新興住宅地など転入者の多い集落では、個別納付が多く、検認率も昭和六十一年度八八割と低い要因となっている。年金協議会は、受給権確保の立場から要員を置いて実践活動を行っている。

また、国民年金保険料の納付並びに給付の状況は、次のとおりである。

拠出制年金被保険(者)の状況

(昭和六十一年度)

種別	区分		被保険者数			保険料納付額 (千円)
	一	二				
計	一	二	一	二	三	四
	強制	任意	法免	申免	計	計
計	一、九六四	六	六九	一一一	二、一五〇	一三七、七三一
三	五二四	〇	二、六七四	一三七、七三一	〇	

第4部 住民福祉編

年金受給（者）の状況

種別	区分		老 齡	障 害	母 子・遺 児	寡 婦	死 亡一時	計
	受 給 者 数	受 給 金 額 (千円)						
	老齡抛出制 九七五	三三、一七三	老齡福祉 一七二	一級 一一一	一四 一	四	七	一、三三二
				二級 六二				
				一二五、九六一	一三、四五二	一、五六三	七一六	五二九、〇〇〇

(七) 民生児童委員

民生の安定のため常に隣人愛をもって社会奉仕する民生児童委員は、福祉施策情報の実践協力者である。任期は三年で厚生大臣の委嘱を受けて保護指導に当たる。いま本町の委員は次のとおりである。

氏名	住所	担当区域
国生 政志	有川三三三	竹山・瀬間利・下有川
有馬美智子	有川一〇六	切明・門田・寺蔵・溝口
村田 兼男	有川二三	中石原・谷口・上石原
阿久根 勉	有川八五	白石・十文字全域
岩下 晃	有川三三	丹生附・木場・竹子木場
今別府秀男	竹子三二	今別府・祝儀園・極楽
倉元 俊夫	竹子二〇三	計牛・栗下・宮脇
別府 安憲	竹子三〇六	石井口・宮川内・野坂
前田 信子	竹子三二	上下宮原・久留味川
中玉利幸夫	三縄八三	桑迫・今向・荻迫・井手段
宗像 勇	麓三六一	水尻・横頭・橋ノ口
平村 近雄	有川六六	木佐貫・中野・陵北団地
有村 カヨ	麓三四三	鳥ヶ原・北原・石峯全域
徳重 悦子	麓二三	鍋・麓玉利全域・陵南団地
徳永 久於	麓五四	論地全域・木屋原以北
馬場シツ子	崎森三〇	崎森玉利以南馬立

末永 正美 崎森 六郎

脇・笹峯・立岩・桑坂全域

二 老人福祉

昭和六十年の国勢調査によると、町内の六五歳以上の老人は一〇三四人で、総人口七八五四人に対する約一三・二割であり、その比率は本県の約一四・一割に比較して低位である。

昭和六十三年四月現在町内の在宅ねたきり老人数二五人、独居老人数五一人であり、家庭奉仕員三人をもって二〇人の家庭に日常生活の世話を、また六人の家庭に巡回入浴のサービスを行っている。その他老人が安心して暮らす生活ができるよう、特殊寝台・エアーマット・インターホン・福祉カーの給付を行い、独り暮らし老人家庭訪問員を設け乳酸菌飲料を給付して、日々生活安全の確認に努めている。

敬老行事では、八八歳以上の高齢者を九月十五日の敬老の日に表敬訪問して敬老年金一万五〇〇〇円と祝いの品を贈っている。その数は昭和五十五年以降二二人、二

一人、二〇人、二六人、二四人、二七人、三二人、そして六十二年度は三五人と年々増加している。

七つの心訓

- 一 老人にとって一番淋しいことは「何もする仕事がない」ことである。
- 一 老人にとって一番きめなことは「身体不自由で身の回りのことを自分でできない」ことである。
- 一 老人にとって一番悲しいことは「他から仲間はずれされる」ことである。
- 一 老人にとって一番みにくいこと「過去にばかりしがみついている」ことである。
- 一 老人にとって一番美しいことは「出しゃばらず若い者のかげの力となってあげる」ことである。
- 一 老人にとって一番楽しいことは「自分はまだ役に立っているという誇りを持っている」ことである。
- 一 老人にとって一番尊いことは「今日の日を大切にすることである。

新福尚武先生（慈恵医大教授）の「老人の心訓」から

(一) 主な老人福祉事業の内容

1 在宅老人の一時保護

ねたきり老人を介護している家族が病氣や出産事故などで一時的に介護できないときは、施設（特別養護老人ホーム）で一時保護するもので、期間は七日程度。

2 老人保健

老後も健康で快適な生活を送るため、四〇歳から疾病予防と健康づくりの事業を実施する。

○健康手帳の交付

四〇歳以上の者に交付。

○健康教育

成人病予防に日常生活に必要なことなどを教育。

○健康相談

個人の健康や治療などの問題について相談をうける。

○健康診査

ガン、脳卒中など成人病を予防するため健康診査を行い、早期発見と必要により精密検査も実施。

○訪問指導

在宅ねたきりの人に対し保健婦等が家庭を訪問して、看護や栄養日常生活の指導を行う。

○老人医療

七〇歳以上又は、六五歳以上で「ねたきり」の人等を対象に老人医療事業を実施。

○ハリ、キウ術施術費の助成

七〇歳以上または六五歳以上の「ねたきり」の人の健康保持と保健の向上をはかるため助成。

○老人福祉カー（ステッキカー）の給付

歩行困難な老人が日ごろ容易に買物、散歩、地域活動に参加し、健康と仲間づくりのため給付。

3 生きがい対策

○老人クラブ活動

老後の生活を健全で豊かなものにする自主的な集まりで、教養の向上、健康増進、レクリエーションや地域社会との交流など活動している。（別項に詳述）

○明るいまちづくりの推進（社会奉仕活動）

老人の経験と能力をいかし、社会福祉施設、公共施設、道路の美化活動や郷土料理の伝承活動、ねたきり老人への友愛訪問など継続的に行っている。

○高屋長寿大学

元気で楽しく仲間と手を取りあい心豊かな人間性と、花とみどりのふるさと「みぞべ」を築くため、学習やレクリエーションを通じ一人一人の生きがいを見出し、お互い老後の生活を健全で豊かな人生をおくるため教養講座を中心に開催している。

○老人と子どもとのふれあい

老人クラブが地域の児童、青年、婦人などとの世代間交流活動を集落ぐるみで推進し、老人の生きがいを高めるとともに、青少年の健全育成をはかっている。

○老人福祉バスの運行

心身の健康保持や社会見学、レクリエーション、長寿大学など、ひろく老人が自主的に参加できるよう無料運行を行っている。

○ゲートボール場の設置

老人が日常容易に利用できる場所を確保してゲートボール場を設置、スポーツを通じて老人の健康と仲間づくりと交流をはかるため設置費の一部を助成。

○豊かな高齢社会を考える洋上研修

青壮年とのふれあいの中で考え方、生き方など互いに理解し自己啓発と世代間交流を高める研修。

○高齢者肉用牛の貸付

繁殖用肉用牛育成メス牛の貸付を行い、老人の生きがいを高める。

○老人スポーツの普及

老人の健康保持と生きがいを高めるため老人スポーツ大会を実施、気軽にできる種目を選定している。

○老人作品の即売会

老人の趣味特技を生かし、生産活動として参加意欲を高めるとともに、製作者と購入者との交流と生きがいの助長をはかるため即売会を実施。

○敬老の日

老人を愛し、長寿を祝い、町民が老人の福祉について理解を深める。敬老年金の支給、高齢者表敬訪問、合同金婚式、ねたきり老人慰問活動などを実施。

4 老人福祉対策

○家庭奉仕員の派遣

毎日の生活に不自由をきたしている六五歳以上の低

所得世帯に、家事や身のまわりの世話をするため家庭奉仕員（ホームヘルパー）を派遣。

○老人家庭訪問員の設置

独り暮らし老人などの家庭に老人家庭訪問員の訪問活動を推進し、日常の安否の確認と孤独感の解消をはかる。

○ねたきり老人などの介護者講習会

在宅ねたきり老人、重度身体障害者を介護している家族を対象に介護処遇の仕方について講習する。

○特殊寝台（ベッド）の貸与

ねたきり老人で所得の少ない世帯に、ねたきり老人用特殊寝台を貸与、機能回復訓練にも役立つ

○ねたきり老人用エアーマットの給付

褥瘡（とこずれ）防止のため、ねたきり老人をもつ家庭に給付する。

○独居老人乳酸菌飲料の支給

七〇歳以上の独り暮らしの老人に乳酸菌飲料を支給、健康状態や安否を確認し、生活安定と生きがい高める。

○巡回入浴

在宅ねたきり老人、重度身体障害者に定期的な入浴サービスを行い、保健衛生の向上と家族の入浴介護の負担軽減をはかる。

○老人福祉インターホンの設置

急病などのとき隣近所の人に緊急な連絡をするとき通話ができる。

○老人福祉電話の設置

独り暮らし老人に福祉電話を貸与することによって孤独感をやわらげるとともに、地域住民の協力を得て安否の確認を行う。

○火災報知機の設置

ねたきり老人、重度の身体障害者の家庭に設置し、火災による人身事故を防ぐ。

○老人等生活環境整備資金の貸付

七〇歳以上の老人の専用居室の増改築をするとき必要な資金の貸付けを行う。

○老人福祉施設の入所

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームへの入所をはかる。

○老人福祉センター「みぞべ温泉」

健康増進、教養の向上、各種相談などいろいろな場として利用されている。(第五章の詳説)

(二) 長寿者

昭和五十年以降、毎年九月十五日「敬老の日」における九〇歳以上の長寿者は次のとおりである。

昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	年
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	歳
別府 太郎	田方 市助	田方 市助	宗像 山吉	宗像 山吉	95
馬場 市スミ	馬場 市スミ	宗外 木吉	宗外 木吉	宗外 木吉	94
有林 長左衛門	二田 助右衛門	宗外 木吉	宗外 木吉	宗外 木吉	93
宗 喜助	宗 喜助	末源 永四郎	末源 永四郎	末源 永四郎	92
二田 助右衛門	丸山 七左衛門	福元 永四郎	福元 永四郎	福元 永四郎	91
鶴留 ハツクリ	木場 太助	竹ノ内 タサノ	竹ノ内 タサノ	竹ノ内 タサノ	90
宗 像	宗 像	吉田 佐右衛門	吉田 佐右衛門	吉田 佐右衛門	90
丸山 七左衛門	丸山 七左衛門	内ノ段 三之助	内ノ段 三之助	内ノ段 三之助	90
外 山 勇吉	外 山 勇吉	山 崎	山 崎	山 崎	90

昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	年
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	歳
宗外 山吉	宗外 山吉	宗像 三三郎	宗像 三三郎	宗像 三三郎	95
木場 太助	木場 太助	宗像 三三郎	宗像 三三郎	宗像 三三郎	94
		岩 元	岩 元	岩 元	93
		幸	幸	幸	93

[illegible]

(三) 老人クラブ

昭和三十年代後半から昭和四十年前半、町内全域にわたって老人クラブが結成されたことが、初版に記されているが、後に、第一高屋長寿会を瀬竹老人クラブに、第二高屋長寿会を平田岡老人クラブに、第三高屋長寿会を石原老人クラブに、第四高屋長寿会を丹生木場老人クラブに、第五高屋長寿会を上石原老人クラブに、第一高陵長寿会を高陵老人クラブに、第二高陵長

剣	岩	ト	モ	91	別	ラ	ル	91	池	上	ハ	92
島	丸	ク	マ	90	府	チ	カ	91	二	見	サ	91
津	曲	イ	セ	90	大	川	み	91	野	間	フ	91
馬	場	ミ	子	90	早	上	ハ	91	竹	下	シ	90
別	府	テ	ル	90	池	見	ル	90	徳	永	止	90
早	川	み	ね	90	二	口	チ	90	安	田	ハ	90
大	野	ノ	イ	90	野	間	蔵	90	龍	池	ス	90
池	上	ハ	ル	90	野	間	フ	90	池	間	イ	90
									齊	藤	ヤ	90
											チ	90

寿会を大河内岡老人クラブに、第三高陵長寿会を恵心老人クラブに、第一十三塚原長寿会を論地玉利老人クラブに、第二十三塚原長寿会を鍋石峯老人クラブに、若竹長寿会を若竹老人クラブに、据石ヶ岡長寿会を据石ヶ岡老人クラブに、達摩長寿会を永尾老人クラブに、福玉長寿会を福玉老人クラブに、十三塚原崎森第一長寿会を崎森玉利老人クラブに、十三塚原崎森第二長寿会を崎森第二老人クラブにそれぞれ改称した。

さらに、自治公民館高齢者クラブ設置の動きに沿って、昭和五十八年四月崎森第二老人クラブから桑坂老人クラブが独立し、崎森第二老人クラブを金峰老人クラブに改称、昭和六十年四月鍋石峯老人クラブから石峯地区

が独立して石峯老人クラブと呼称、昭和六十二年四月上石原老人クラブの内十文字地区と、据石ヶ岡のうち今別府地区が分合して曾我老人クラブを結成し、町内一九老人クラブとなった。これを統合する老人クラブ連合会（会長・今吉進）は一〇〇〇余名の会員を有し、昭和五十九年開設した溝辺町老人福祉センターを核に高屋

長寿大学を開き、教養を高め、長生きできる健康づくりに励み、楽しみながら文化産業の伝承やボランティア活動を行い、明るい町づくりに努めている。

老人クラブの組織は次ページの表のとおり。

第4部 住民福祉編

溝辺町老人クラブ連合会歴代会長

二見 源吾（昭37. 12～） 岩元 時義（昭53. 10）

松山 績（年月不詳） 今吉 進（昭57. 4）

最勝寺良直（昭51. 4）

○溝辺町単位老人クラブ

（昭和63年度）

老人クラブ名	会 員 数			会 長 名	住 所
	男	女	計		
竹山・瀬間利	15	28	43	国 生 哲 二	有川2187
平 田 岡	21	26	47	森 田 重 吉	有川1462
石 原	31	41	72	堂 平 義 則	有川 271
石 原 上	18	28	46	久 保 秋 男	有川 235
丹生附・木場	16	18	34	野 間 重 雄	有川2920
長 尾	11	8	19	下久保 侔	竹子1725
若 竹	20	30	50	田 方 正 夫	竹子2112
据 石 ケ 岡	24	26	50	仮屋園 静 男	竹子 443
福 玉	25	35	60	東 郷 正	三縄1406
恵 心	22	29	51	今 吉 進	麓 3391
高 陵	14	22	36	満 塩 満 雄	麓 3554
大 河 内 岡	24	26	50	沼 口 利 夫	麓 2844
石 峯	33	41	74	住 吉 優	麓 2232
鍋	24	23	47	米 丸 一 夫	麓 1624
論 地 玉 利	42	45	87	末 重 忠 男	麓 516
崎 森	22	40	62	古 藤 典 義	崎森2800
金 峰	34	40	74	岩 元 辰 次	崎森2278
桑 坂	15	21	36	吉 満 時 吉	崎森1714
曾 我	31	52	83	住 吉 初 壹	有川773—18
合 計	442	579	1021		

第二章 生活と水(飲料水)

(一) 第一次基本計画(昭和43年～47年)

わが町の生活用水は地形的に一つの台地をなしている関係から、豊富な河川もなく、地下水も井戸方式によるそれぞれの家庭用として利用する程度であった。集落単位の共同井戸も極めて少なく、生活用水の確保についてはかなり苦勞し、やむなく水を求めて谷間に居を定め、集落が形成されてきた歴史をうかがい知ることができる。

その間、簡易水道の制度普及や、ガス・電気湯沸し器などの普及と相まって、水に対する改善への機運や要望が高まってきた。しかし本町にとっては水源に乏しい条件などもあって、公の措置として計画を立てるところまでに至らなかった。ところが昭和四十三年、新鹿児島空港建設協議が具体化されてゆく中から水に対する措置が現実的なものとなり、公なものとして調査検討することになった。

まず基本的に考えなければならない問題として

- ① 水源地確保の件
- ② 水道事業の種別の件
- ③ 給水範囲及び給水人口の件(空港及び関連、家庭)
- ④ 事業費と採算性の件
- ⑤ 実施時期

などを検討のうえ計画を作成した。その主なるものは次のとおりである。

1 給水区域、給水人口、給水量

(1) 給水区域

崎森地区、麓地区(除く房山)、有川地区(除く

丹生附、木場、竹山)、三縄地区(除く今向)

(2) 給水人口

▽一般住民及び空港関係居住民Ⅱ八、〇〇〇人

▽空港乗降客Ⅱ一万二〇〇〇人

▽学校、保育園、官公署Ⅱ一六〇〇人

(3) 給水量 計画給水量二八八〇立方メートル

区分		一般住民空港関係居住者	空港乗降客	学校、保育園官公署
各給水量	一人一日当り	一三五	七〇	三五
平均給水量	と			

一人一日当り 最大給水量ℓ	二〇〇	一〇〇	五〇
一日最大給水量 m	一、六〇〇	一、二〇〇	八〇

2 水道施設の概要

水源は大字有川字麦牟田の既設さく井並びに字溝口に掘さく中の同一規模のさく井と両井を使用するものとし、既設井敷地内に浄水池を設け、両井より水中モーターポンプで導水する。浄水池の上部にはポンプ室を建築し、送水ポンプ塩素滅菌機、配電盤、発電機等を設置し、浄化池にて塩素滅菌のうえ、高屋山陵西側県道沿いの配水池へポンプ送水し、新空港を始め町内給水区域へ自然流下にて配水する。なお特に水圧の高い地域四カ所については減圧槽を設けて減圧する。

3 給水開始の予定年月日

昭和四十七年四月一日

4 工事費の予定総額及びその予定財源

(単位：千円)

財源	起債	町費	計
昭和四五年 度 計	一八〇〇〇〇〇〇	七三六〇三	一八〇四、二二四 一八七、六〇三

5 給水人口

一般住民及び空港関係居住者 八〇〇〇人

6 給水量の算出根拠

	給水人口	一人一日最大給水量ℓ	一日最大給水量m
一般住民	八、〇〇〇	二〇〇	一、六〇〇
空港関係従業者	一、〇〇〇	一〇〇	一、二〇〇
空港乗降客	一、六〇〇	五〇	八〇
学校、保育園、官公署	一、六〇〇	五〇	八〇
計			二、八八〇

7 借入金金の償還方法

(1) 借入予定金額および借入先

年 度	金 額 (千円)	借 入 先
昭和四五年 度 計	一八〇、〇〇〇	政府資金
昭和四六 年 度 計	一八〇、〇〇〇	〃

(2) 利子 年六分五厘

(3) 償還年数

昭和四十五年度分 二年据置 二八年償還
昭和四十六年度分 一年措置 二九年償還

以上の計画をもって昭和四十五年三月三十一日知事の認可を得、昭和四十五年十月着工した。

工事名 溝辺町上水道創設工事

工事費 一億八七六〇万三〇〇〇円

設計・工事施行者 ㈱有馬虎夫商店

完成年月日 昭和四十六年十二月十日

給水開始 昭和四十六年十二月十五日

(二) 第二次計画 (昭和47年～49年)

1 水道事業の変更を必要とする理由

溝辺町上水道は、当初当町大字有川字麦牟田にさく井し、これによって、計画給水人口を八〇〇〇人、一日最大給水量を二八八〇立方メートルとして、昭和四十七年度から給水を行ってきたが、当町十三塚原に鹿児島国際空港が開設以来、空港自体の給水量も最近とみに増加の一途をたどり、これに併せて、空港周辺には、ホテル、ボウリング場、その他の施設が相ついで建設されつつあるので、今後、この地帯の給水人口は一層急増することが予想されるに至った。

したがって、現在のさく井のみの水源では、近き将来

来限度に達し、需要の急増に即応できない状態になることが明白となったので、取り急ぎ新たに当町大字有川字貫水の豊富な湧水から取水することとし、両水源相まって給水量の確保を図ろうとするものである。

2 第一次計画の変更

- (1) 給水区域 変更なし
- (2) 給水人口 変更なし
- (3) 給水量 変更なし

(4) 水道施設の概要

既認可の施設に就いては変更なし、今回新たに町内大字有川字貫水に湧水を確保したので、これを水源とし、既設浄水池までポンプ送水するものである。

- (5) 給水開始の予定年月日

昭和四十九年四月一日

- (6) 工事費の予定総額及びその予定財源 (単位：千円)

財 源	起 債	町 費	計
昭和四八年度	五一、〇〇〇	二八九	五一、二八九

- (7) 給水人口及び給水量の算出根拠

① 給水人口 変更なし

② 給水量の算出根拠 変更なし

(8) 借入金の償還方法

① 借入予定金額および借入先

年 度	金 額 (千円)	借 入 先
昭和四十八年度	五一、〇〇〇	政 府 資 金

② 利子 年六分二厘

③ 償還年数

大蔵省資金運用部Ⅱ一年据置・三十年償還

3 施行

工事名 溝辺町上水道第一次拡張工事

工事費 五一二八万九〇〇〇円

設計及工事施行者 ㈱有馬虎夫商店ほか一社

完成年月日 昭和四十九年三月三十一日

(三) 第三次計画 (昭和62年～63年)

1 水道事業経営変更を必要とする理由

当上水道は昭和四十六年創設、昭和四十七年空港及び周辺施設増加による給水量不足に伴い水源増補を行い、

現在に至っているが、その後の経済発展、生活文化の向上、空港乗降客の増加に伴い使用水量が増加し、特に高地区は給水不足を来している現状である。

今回新たに取水量を増加して送水施設の充実を図るとともに、高地区の給水量不足の解消のため、高地区に配水池を一池設置し給水量の確保を図るものである。なお、既設水源の水量激減、導水管の老化現象による漏水などが多く、このために現在の深井戸、第一水源ポンプ場は予備として新たに第二水源の取水量の増加、送水ポンプの充実を図るとともに、高地区配水池への送水など導水管の老化現象を考慮した結果、第一水源ポンプ場を予備として使用し、新たに中継ポンプ場を設置して給水の万全を図るものとする。

第一水源	区 分	
	前 計 画	変 更 計 画
計画給水人口人	八、〇〇〇	九、〇〇〇
一人一日最大給水量ℓ	二〇〇	三〇〇
一日最大給水量㎡	二、八八〇	四、五〇〇
水源の容量㎡	二、八八〇	四、五〇〇
第一水源	一、四四〇	一、〇〇〇

第 二 水 源 m^3

一、四四〇

四、五〇〇

(注) 第一水源は予備水源

2 変更計画

(1) 給水区域、給水人口、給水量

① 給水区域 変更なし

② 計画給水人口 九、〇〇〇人(現在人口七、〇七〇人)

③ 給水量

一人一日平均給水量 二〇〇 l 一人一日最大給水量 三〇〇 l 一人時間最大給水量 五四〇 l (三〇〇 l ×一・八倍)

(2) 水道施設の概要

① 水源施設 今回深井戸一井は予備とし、第二水源(湧水)より四五〇〇立方 m^3 /日取水する。② 導水施設 役場近くの浄水場は予備とし、新たに接合井横に送水ポンプ場(中継施設)を設け、ここに ϕ 一二五×四五 ϕ 計三台一台予備で一日四、五〇〇立方 m^3 を送水する。③ 送水施設 送水ポンプ場(中継施設)より ϕ 一二五×三七 ϕ ポンプ二台でコミュニティセンタール近くの新設配水池へ送水し、一部はここより高地区給水区域へ、他は既設配水池へ送水す

る。他に左記施設は予備とする。

④ 配水池施設 左記の他にコミュニティセンタール近くに新設配水池容量一、〇〇〇立方 m^3 池を築造し高地区への給水に万全を期す。

⑤ 配水管施設 変更なし

(3) 給水開始予定年月日 昭和六十三年四月一日

(4) 工事費の予定総額及び予定財源

① 工事費の予定総額 二億六〇〇〇万円

② 工事費の予定財源

(単位:千円)

年度	起	債	その他	計
六二	一〇九、四〇〇		九〇〇	一一〇、三〇〇
六三	一四八、六〇〇		一、一〇〇	一四九、七〇〇
計	二五八、〇〇〇	二、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	

(5) 給水人口及び給水量の算出根拠

① 給水人口 給水人口は県の総合計画などで将来人口が定められていない状況なので、過去一〇年間の人口動態を調査して、その結果増減率によって給水区域の将来人口を算出する。

(a) 現在給水区域内人口七、〇七〇人

(昭和六十一年十二月末)

(b) 過去一〇年間の人口増加率算出表

年度	年度末人口	増	減	増	減	率(%)
五二	五、二八五					四・八二
五三	五、五五三					四・八二
五四	五、八二〇					五・四五
五五	六、一五六					三・九九
五六	六、四一二					四・四二
五七	六、七〇九					二・七一
五八	六、六九五					一・六〇
五九	六、八八一					二・七〇
六〇	六、九九三					一・九四
六一	七、〇七〇					

区 分	計画給水人口	一人一日最大給水量ℓ	一日最大給水量m ³
一般住民	九、〇〇〇	三〇〇	二、七〇〇
空港乗降客	一三、七〇〇	一二〇	一、六四四
学校官公署等	一、五六〇	一〇〇	一五六
計			四、五〇〇

② 計画給水量

(e) 普及率 一〇〇%

(d) 計画給水人口 九、〇〇〇人

(c) 過去十年間の人口動態に見られるとおり増の傾向にあり、目標年次を十年後の平成七年とする。

3 施行

工事名 溝辺町上水道第二次拡張工事

工事費 二億四〇八六万円

設計及び工事施行者 ㈱三和興業ほか一社

完成年月日 平成元年三月三十一日(予定)

(四) 年度別事業推移

町上水道事業は、町の発展とともに事業量も年々増大しているが、年度別事業内容は第119表のとおりである。また、昭和六十一年度現在の水道普及率は次のとおり。

飲料水水道普及率(昭和六十一年度)

種別	区分	水源	給水人員	普及率(%)
上水道	湧水	地下水	六二一 一五〇 一七九 二四六	九八・五
簡易水道	地下水			
合 計				

第119表 年度別事業内容

項目	年度	46	47	48	49	50	51	52	53
行政区域内人口(人)	(人)	6,441	6,552	6,702	7,076	6,870	7,115	7,236	7,321
給水区人口(人)	(人)	4,930	5,080	4,130	4,458	4,458	5,065	5,579	5,712
給水人口(人)	(人)	2,500	3,700	3,820	4,071	4,235	4,903	5,285	5,526
普及率(%)	(%)	38.8	56.5	57.0	57.5	61.6	68.9	73.0	75.4
施設能力及率(%)	(%)	50.7	72.8	92.5	91.3	95.0	96.8	94.7	96.7
公称配水量($\text{cm}^3/\text{日}$)	($\text{cm}^3/\text{日}$)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
年間配水量($\text{cm}^3/\text{日}$)	($\text{cm}^3/\text{日}$)	24,140	299,844	397,390	473,278	510,185	550,856	592,941	675,940
年間有収水量($\text{cm}^3/\text{日}$)	($\text{cm}^3/\text{日}$)	23,416	215,888	365,599	416,485	489,972	528,843	562,224	648,903
年間最大収水量(%)	(%)	97	72	92	88	96	96	96	96
1日平均給水量($\text{cm}^3/\text{日}$)	($\text{cm}^3/\text{日}$)	400	1,075	1,440	1,440	1,440	1,838	1,897	2,164
1日最大平均給水量($\text{cm}^3/\text{日}$)	($\text{cm}^3/\text{日}$)	300	819	1,087	1,295	1,397	1,448	1,624	1,849
1人1日最大給水量($\ell/\text{人}/\text{日}$)	($\ell/\text{人}/\text{日}$)	160	290	377	353	340	374	358	392
1人1日平均給水量($\ell/\text{人}/\text{日}$)	($\ell/\text{人}/\text{日}$)	120	221	285	331	306	307	306	335
給水原価(円/人)	(円/人)	426	98	78	90	68	108	133	97
給水単価(円/人)	(円/人)		45	44	51	75	71	84	86
収益合計(千円)	(千円)	15,208	24,455	34,017	39,826	40,746	51,060	75,361	73,459
費用合計(千円)	(千円)	13,319	23,576	29,624	38,936	36,894	57,268	75,775	63,032
収当年度純利益(千円)	(千円)	1,889	879	4,393	890	3,852	△6,208	△414	10,427

項目	年度	54	55	56	57	58	59	60	61
行政区域内人口	(人)	7,403	7,388	7,577	7,685	7,800	7,810	7,895	8,034
給水区人口	(人)	6,016	6,314	6,412	6,762	6,864	6,881	6,993	7,070
給水人口	(人)	5,820	6,156	6,400	6,652	6,753	6,770	6,881	6,956
普及率	(%)	78.6	83.3	84.4	86.5	86.5	86.6	87.1	86.5
水施設能力	($\text{m}^3/\text{日}$)	96.7	97.5	99.8	98.3	98.5	98.3	98.4	98.4
公称配水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
年間給水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	719,580	731,069	831,923	845,490	874,504	913,733	973,250	955,959
年間有収水量	(%)	690,814	701,826	748,731	782,101	802,298	826,860	837,508	850,201
1日最大給水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	96	96	90	92	91	90	86	89
1日平均給水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	2,460	2,620	2,566	2,694	2,755	2,775	2,848	2,880
1人1日最大給水量	($\ell/\text{人}/\text{日}$)	1,970	2,085	1,689	1,776	1,816	1,827	1,878	1,898
1人1日平均給水量	($\ell/\text{人}/\text{日}$)	423	426	401	405	408	410	414	414
給水原価	($\text{円}/\text{m}^3$)	338	339	264	267	269	270	273	273
給水単価	($\text{円}/\text{m}^3$)	74	93	96	87	87	89	92	87
収支当	合計	62,994	69,706	83,089	85,601	88,053	87,912	87,108	88,639
費用	(千円)	51,009	65,491	72,176	68,565	72,558	73,691	77,591	74,375
利益	(千円)	11,985	4,215	10,913	17,036	15,495	14,221	9,517	14,264

(注) 年間配水量は63年度1100万、64年度1150万、65年度1200万 m^3 と推定される。

第三章 医療・保健

一 疾病と医療

(一) 医療の状況

溝辺町における住民の健康度は、疾病の内容医療費の推移から推察される。疾病の分類は、国民健康保険からの資料によると、循環器系疾患が多く、特に高血圧性疾患が顕著である。受診率も昭和五十八年四八割に対し昭和六十二年は五二割となっている。国民健康保険の医療費も年々増加しており（第120表）、とくに老人医療費は第121表のように七〇歳以上の老人に対する医療費が年々増加の傾向にある。

なお、町内の医療機関は下表のとおりである。

院長名	開設年月日	診療科目	所在地
徳永 千秋	昭18・4・1	内科、小児科	麓 一〇〇九
佐藤 山人	昭27・3・25	内科、小児科	有川 五〇六
杵岐 又三郎	昭37・4・1	外科、小児科	有川 八一六
松元 吉雄	昭37・5・1	内科	有川 二三一
鬼丸 高久	昭57・6・1	歯科	二八八―二
重久 清孝	昭59・4・2	歯科	麓 八五五の一

(二) 保健施策

1 町民の健康診査

成人病予防及び七〇歳以上の老人に対する医療を含めた老人保健法が昭和五十八年二月から施行、保健事業と老人医療の給付を行うようになった。この制度による成人病予防と健康づくりのため、四〇歳以上の者に対し、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、医療、機能訓練、訪問指導など実施している。健康を保持するためには健康診査が効果的で、早期発見・早期治療

第120表 国民健康保険医療費の状況

区分 \ 年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度
被保険者数	4,425	4,386	4,360	4,341	4,367
世帯数	1,430	1,436	1,461	1,481	1,536
医療費(千円)	268,783	313,691	347,896	378,271	384,920
1人当り医療費(円)	60,742	71,521	79,793	87,139	89,830
入院(件数)	610	742	783	891	818
入院外(件数)	19,190	19,768	20,426	20,635	20,914
歯科(件数)	2,482	2,599	2,784	3,187	2,886
調剤(件数)	—	—	—	—	—

区分 \ 年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
被保険者数	4,309	4,290	4,244	4,205	4,168
世帯数	1,528	1,524	1,530	1,537	1,539
医療費(千円)	290,916	319,438	327,197	336,129	387,766
1人当り医療費(円)	76,236	84,822	88,432	91,613	106,705
入院(件数)	591	719	730	724	819
入院外(件数)	16,399	16,297	16,579	16,474	17,322
歯科(件数)	2,846	2,811	2,696	2,682	2,683
調剤(件数)	—	538	577	896	1,061

第121表 老人医療費の状況

	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
老人数(人)	661	726	766	748	750
老人医療給費(千円)	254,687	233,273	271,815	286,404	325,136
1人当り医療費(千円)	385	321	355	383	434
入院(件)	501	508	602	582	671
通院(件)	6,694	6,806	7,139	7,316	7,474

第122表 老人保健事業のあゆみ

(昭和63年2月現在)

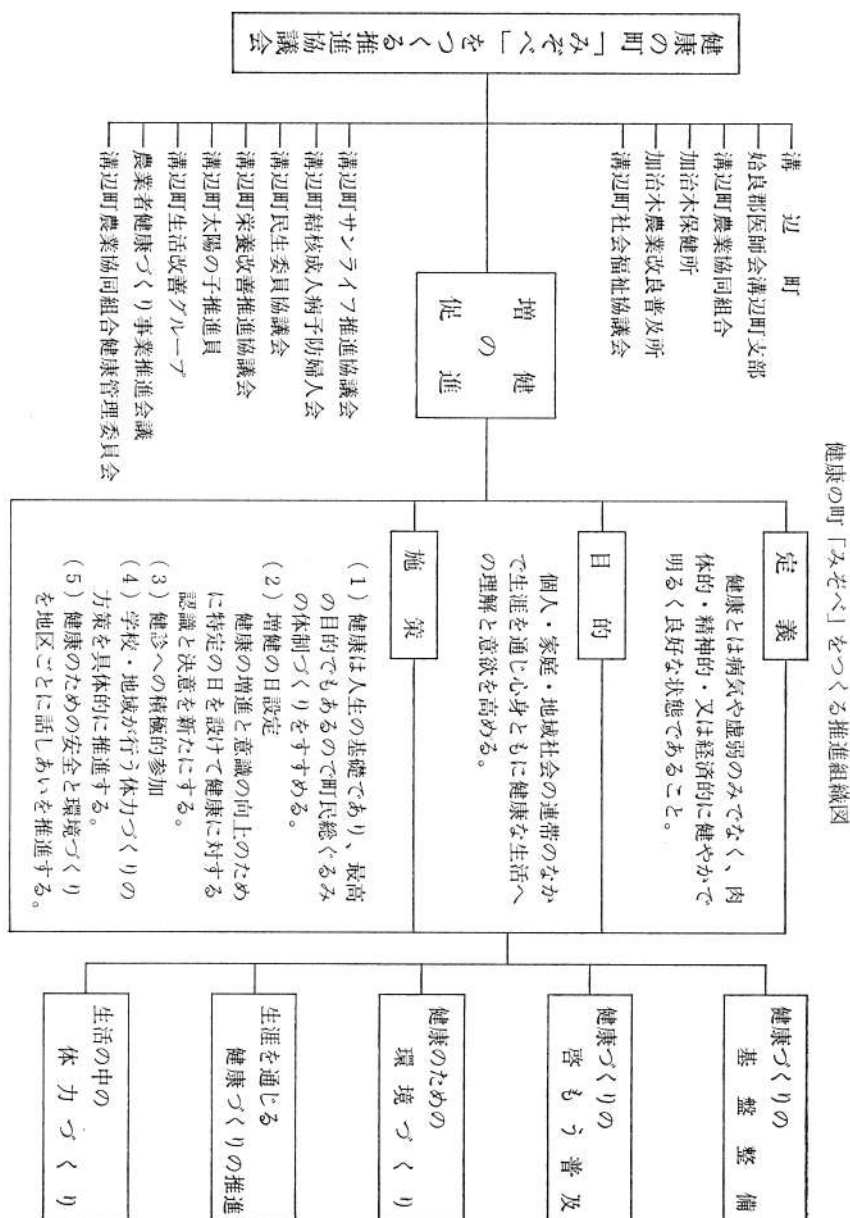
事業名 \ 年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
健康教育 回数	6	15	34	28	50
延受講人員	253	686	1,051	1,005	1,179
健康相談 回数	15	32	34	45	47
延受講人員	120	389	288	769	1,287
健康診査					
一般検診	444人 17.8%	646人 25.8%	1,089人 43.6%	1,164人 51.1%	1,144人 50.2%
精密診査	157人 62.8%	187人 74.8%	209人 83.6%	149人 82.3%	104人 75.8%
胃がん検診	236人 9.4%	427人 17.1%	573人 22.9%	479人 21.0%	464人 20.4%
子宮がん検診 (30～39歳を含む)	206人 9.1%	159人 6.5%	281人 14.5%	297人 15.3%	364人 18.7%
訪問指導 回数	77	244	614	717	586
延日数	39	122	307	358	299

は健康管理の基本である。なお、近年の老人保健事業のあゆみは第122表のとおり。

2 「健康の町みぞべをつくる推進協議会」の結成と「増健の日」の制定

昭和五十八年四月一日町民運動として町民の健康増進を図るため「健康の町みぞべをつくる推進協議会」が結成された。そして心身ともにすこやかで、その健康の輪を家庭に職場にひろげるため、昭和五十八年十月十日体育の日に町民体育祭の場で、毎月第三日曜日を「増健の日」と定めることを決め、町民運動として推進することとし、「増健の町みぞべ」を宣言した。

〔宣言〕 社会経済文化の著しい発展に伴い、地域住民の生活水準は向上し生活は多様化している。こうした生活環境のなかで日本人の平均寿命は驚異的に延びている。これはひとえに医療水準が高くなったことを意味する。したがって保健医療の需要は年々増大し、



また人口の高齢化が進むにつれ成人病も増加している。

このことからWHO（世界保健機構）の健康の定義に基づき、健康の保持・増進、病気の早期発見、早期治療のため関係機関、団体の協力を得て、生涯的な健康に対する思想、教育、各種検診による健康づくりに、老年の知恵、壮年の創造と活力、若人の情熱を基礎としての自力と連帯の環境づくりに、町民一人一人が努めなければならない。

ここに「第二一回溝辺町町民体育大会」の開催にあたり、町民一人一人が社会連帯感にあふれ、明るく平和な、そうして家庭的溝辺町を築くため、毎月第三日曜日を「溝辺町増健の日」と定めることを宣言する。

昭和五十八年十月十日

健康の町「みぞべ」をつくる推進協議会

溝辺町医師会は町民の健康に関する認識をなお、高めるため積極的に増健講話を行っている。

二 平均余命

(一) 全国の状況

日本人の平均寿命は、明治、大正を通じて低い水準にあった。昭和期に入ると延びはじめ、戦前に作成された最後の生命表である第六回生命表（昭和十年・十一年）によると男四六・九二年、女四九・六三年であったが、昭和二十二年の臨時国勢調査をもとに作成された第八回生命表では、男五〇・〇六年、女五三・九六年と男女とも五〇年を超えている。その後、昭和二十五年から二十七年までの間は、男女とも平均寿命は毎年一年以上という大幅な延びをみせ、この間の昭和二十五年に女の平均寿命が六〇年を超え、男も昭和二十六年に六〇年を超えた。

以来、平均寿命の延びは多少ゆるやかになったものの昭和三十一年、三十二年を除いては着実に改善を重ね、昭和三十四年には男が六五年を超え、昭和三十五年に女が七〇年を超えた。さらに、昭和四十六年には男七〇年、女七五年を超えた。その後も平均寿命の延びは続い

第123表 平均寿命の推移

	男	女	男	女
大正10～14年☆ (1921～1925)	42.06	43.20		
15～昭和5 ☆ (1926～1930)	44.82	46.54		
昭和10・11 ☆ (1935～1936)	46.92	49.63		
22 (47)	50.06	53.96		
23 (48)	55.6	59.4		
24 (49)	56.2	59.8		
25～27 ☆ (1950～1952)	59.57	62.97		
26 (51)	60.8	64.9		
27 (52)	61.9	65.3		
28 (53)	61.9	65.7		
29 (54)	63.41	67.69		
30 ☆ (55)	63.60	67.75		
31 (56)	63.59	67.54		
32 (57)	63.24	67.60		
33 (58)	64.98	69.61		
34 (59)	65.21	69.88		
35 ☆ (60)	65.32	70.19		
36 (61)	66.03	70.79		
37 (62)	66.23	71.16		
38 (63)	67.21	72.34		
39 (64)	67.67	72.87		
			昭和40年 ☆ (65)	
			41 (66)	67.74
			42 (67)	68.35
			43 (68)	68.91
			44 (69)	69.05
			45 ☆ (70)	69.18
			46 (71)	69.31
			47 (72)	70.17
			48 (73)	70.50
			49 (74)	70.70
			50 ☆ (75)	71.16
			51 (76)	71.73
			52 (77)	72.15
			53 (78)	72.69
			54 (79)	72.97
			55 ☆ (80)	73.46
			56 (81)	73.35
			57 (82)	73.79
			58 (83)	74.22
			59 (84)	74.20
			60 ☆ (85)	74.54
			61 (86)	74.78
				75.23
				80.93

(注) ① ☆印は完全生命表 ② 第1回～第3回(昭和20年、昭和21年)は、基礎資料が不備につき、本表より除いている。 ③ 昭和47年以降は沖縄を含め、それ以前は沖縄を除いた値である。

(厚生省「各年簡易生命表」「完全生命表」)

命が初めて七五歳を超えた。

たが昭和五十五年及び昭和五十八年の男は平均寿命が前年を下回った。昭和五十九年には、女は初めて八〇歳を超えた。

また、第123表のように昭和六十一年には、男の平均寿

命が初めて七五歳を超えた。
昭和六十一年簡易生命表によると、男の平均寿命は、七五・二三年で前年(昭和六十年完全生命表)に比べ〇・四五年の延びを示し、女の平均寿命は八〇・九三年

で前年に比べ〇・四五年の延びを示した。男女の平均寿命差は、五・七〇年で前年と同一である。

(二) 溝辺町の状況

昭和六十二年に発表された平均余命をみると、昭和六十一年で男七五・二三年、女八〇・九三年と、はじめて男も七五年を超えた。溝辺町も長寿者は年々増加し、九〇歳以上は昭和五十一年の一〇人、昭和六十二年は一九人となっている。昭和六十年の国勢調査によると、八〇歳以上の高齢者は、一九九人で二・五三割である。

わが溝辺町は高齢化社会にふさわしい事業をとり入れ安定した生きがいのある生活をめざしている。

1 ヘルス（健康）パイオニア（先駆）タウン（町）事業

町民の健康保持は、町民の医療費に直接影響する。溝辺町の国民健康保険は順調な経営がなされていたが、ここ数年医療費について全国水準に近づき、経営はむずかしくなってきた。国民健康保険の主体は医療費の給付であるが、このようなとき、町民の健康づくりとしての保健事業をとりこんだ事業を行い、医療費の抑制をはかる

必要があり、本事業を行うこととなった。

昭和六十二年度から昭和六十四年度まで三カ年計画にもつぎ「健康の町みぞべ、ヘルスプラン」により保健施設事業をしている。主な事業内容は次のとおり。

○ヘルスライブラリーの設置

健康図書館

○健康教育と健康指導

医師と語ろう健康づくり、学校保健健康講座、健康な人でも相談、増健リーダー研修会、高齢者の健康教室

○趣旨の普及と広報

広報紙の発行、健康づくり趣旨普及品の配布、健康家庭の表彰

○体力づくり

紙上完歩大会、健康づくり運動会、なわとび運動、カロリー消費運動

○増健運動

「増健の日」の推進、健康に関する作文・標語の募集と表彰、ふるさと祭「ヘルスプラザ」の設置

○健康診断

四〇歳ミニ人間ドック

2 食生活改善推進員

昭和四十六年七月溝辺町食生活改善推進協議会が設置され、心身ともに健康で太陽のように活力に満ち、いつまでも幸せで長生きできる郷土づくりをすすめるなど活動を推進してきた。

昭和五十三年にはサンライフ運動も推進されるようになったが、このころは「栄養改善推進員」と称し、推進員八名で、専ら農村地帯における栄養改善を目的とし、高血圧、貧血、肥満、糖尿病などの食生活のあり方など指導活動をしてきた。昭和五十八年には、加治木保健所管内で、栄養改善推進員養成課程教室が開設され、溝辺町からは一〇名が参加した。昭和六十一年から名称が食生活改善推進員と改められた。

飽食時代となった今、食生活に対する学習と知識や技術を身につけ、よい食事のパターンがすべての人に浸透するよう、自主的活動を行っている。昭和六十三年からは、食生活改善とあわせ、摂取するカロリー消費のための運動をとり入れた「チャレンヂ三〇〇カロリー」も推進し、町民の健康づくりの推進役である。

○食生活推進員協議会役員及び推進員数

年度	会 長	副 会 長	推 進 員
47	烏丸 フヂ	野間口タマ子	八
48	野間口タマ子	烏丸 敏 子	九
49	野間口タマ子	烏丸 敏 子	九
50	野間 智	有馬 美智子	七
51	野間 智	有馬 美智子	七
52	岩元 里江	烏丸 敏 子	一〇
53	烏丸 敏 子	有馬 美智子	一
54	前田 信 子	杉山 睦 子	一
55	竹ノ内テル子	有馬 美智子	二
56	竹ノ内テル子	有馬 美智子	四
57	上田橋 治子	烏丸 敏 子	五
58	上田橋 治子	烏丸 敏 子	五
59	前田 信 子	有馬 美智子	八
60	前田 信 子	有馬 美智子	八
61	東郷 瞳	山下 ミエ子	一七
62	東郷 瞳	山下 ミエ子	一四
63	東郷 瞳	山下 ミエ子	一四

3 増健補導員

本格的高齢化社会の到来にそなえ、これに対応するに

補 導 員 氏 名

自治公民館	59 年 度	60 年 度	61 年 度	62 年 度	63 年 度
瀬 竹	野間 勝子	野元 勝子	野元 勝子	小野 教 子	小野 教 子
下有川切門	森田ミヨ子	森田ミヨ子	森田ミヨ子	森田 ミヨ子	森田 ミヨ子
石 原	春田紀代子	春田紀代子	春田紀代子	村田 鈴 子	村田 鈴 子
上 石 原	黒木 芳子	黒木 芳子	黒木 芳子	久保 東洋子	野間口 キリ
永 尾	野間トキ子	野間トキ子	野間トキ子	中川 美智子	中川 美智子
曾 我	黒田ヒサエ	宗像 久子	宗像 久子	沼口 由美子	沼口 由美子
据 石 岡	藤沢 律子	藤沢 律子	藤沢 律子	神田 智 子	神田 智 子
稲 荷	久木田文子	久木田文子	久木田文子	田上 八重子	田上 八重子
宮 久	松山喜久子	松山喜久子	松山喜久子	仮屋園恵美子	仮屋園 恵子
宮 川 内	別府ヤス子	別府ヤス子	別府ヤス子	岩切 裕 子	岩切 裕 子
三 縄	追鳥 洋子	追鳥 洋子	追鳥 洋子	追鳥 洋 子	追鳥 洋 子
陵 北	岩下 徳	岩下 徳	岩下 徳	岩下 徳	岩下 徳
金 割	吉岡 恵子	吉岡 恵子	吉岡 恵子	山北 昌 子	飯野 美恵子
水尻横頭	宗像アキエ	宗像アキエ	宗像アキエ	重森 広 子	重森 広 子
大川内岡	岩元フヂ子	岩元フヂ子	岩元フヂ子	福永 ミチ子	福永 ミチ子
石 峰	有村 カヨ	有村 カヨ	有村 カヨ	住吉 雪 子	住吉 雪 子
鍋 麓 原	満塩 清子	満塩 清子	満塩 清子	山下 ヒ メ	山下 ヒ メ
玉 利	山下ミエ子	山下ミエ子	山下ミエ子	山下 ミエ子	山下 ミエ子
論 地	今吉 玉子	今吉 玉子	今吉 玉子	今吉 玉 子	今吉 玉 子
陵 南	日高カズ子	日高カズ子	日高カズ子	日高 カズ子	日高 カズ子
西 原	野村 文子	野村 文子	野村 文子	市来 順 子	市来 順 子
十 三 塚	山下 栄	山下 栄	山下 栄	馬場 すぎ子	馬場 すぎ子
桑 坂	大野ヒサ子	大野ヒサ子	大野ヒサ子	大野 ヒサ子	大野 ヒサ子

は、国の施策とともに、町独自の方策により町民の健康を保持し、特に成人病の予防、母子保健、結核予防、感染予防など推進するため、昭和五十九年三月増健補導員が設置された。

増健補導員は、自治公民館ごとに一名を館長より推薦をうけ町長が委嘱、毎月定例会を開催、研修と地域住民に対する啓発を行い、増健運動の先駆者として活躍している。

三 歯科診療所

行政における主要な施策の中で、住民の健康対策は重大な柱であろう。健康を守るということは、まず疾病の予防に始まる。近年は疾病の予防から「増健」すなわち健康の増進運動として展開されているのだが、いざ病気になる場合の措置は、早期発見・早期治療が最良の手段であろう。

第二次大戦後、本町には、桑幡・春日両歯科医院が開業していたが、桑幡医師の転出、春日医師の死去により、昭和四十八年からは、町内に歯科医ゼロの状態が続

き、学校歯科医はもちろん、一般住民は他町の歯科医に依存しなければならぬ状態であった。ちなみに鹿児島空港が本町に開港される時点で、関係者から強く要望された事項のうち、空港ビル近くに歯科医設置を望む声も大きかったのである。

このような背景の中で、町及び町議会は一体となり、県・郡歯科医師会に開業医の誘致を要望するなど、各方面へ陳情を繰り返してきたが、当時（昭和四十九年～五十年）の状況から、個人開業医の誘致は困難であるとの判断をせざるを得ないこととなった。そこで町で歯科診療所を設置し、鹿児島大学から歯科医の派遣方法を検討することとなった。

五十一年に入り、県内で鹿児島大学から歯科医の派遣を受け、町立診療所を設置している川辺郡坊津町、大島郡龍郷町の状況を研修するかたわら、麓論地出身で鹿児島大学病理学部の徳永正義医師のあつせんを受け、鹿児島大学歯科口腔外科学教室に陳情、協議の結果、鹿児島大学の現地調査により、五十一年三月歯科医師派遣が決定された。同時に県庁各関係部課と具体的実現にむけ協議を進め、①診療所は旧溝辺小学校鉄筋校舎（現在の町

役場別館）西側の一室を改装する。②歯科医師住宅は、旧溝辺小学校長住宅跡地に新築する。③これに要する経費は、過疎債を充当すること——を決定、五十一年五月の第二回臨時議会で、溝辺町立歯科診療所設置条例、同予算の決定をみたのである。ただちに診療所開設申請をするなど準備に入り、五十一年七月には、診療所設備、技工士、衛生士などの人的体制の整備をはかり、準備体制は確立された。五十一年八月二日、待望の町立歯科診療所は開設された。当時、鹿児島大学歯科口腔外科塩田重利教授と町との覚書は、次のようなものであった。

①鹿児島大学より医師を一月交代で派遣する。

②医師の給料月額は四五万円とする。

③研究費として町は年間五〇万円を医局に支払う。

④委託研究費は、年度間一〇〇万円とする。（溝辺町における就学児童の口腔衛生管理に関する調査研究）

⑤歯科医師免許名義料を月二万円支払う。

⑥医師住宅使用料は無料とする。電気・ガス・水道料金及び便所汲取料金は町の負担とする。

当初一カ月は、開設当初でもあり、医師の派遣は一週

間交代となり、小中学校の夏休み期間中であつたので、診療対象は、児童生徒に限定した。そして九月から一般診療となったが、幸いに台湾省嘉義県に本籍を有し、鹿児島大学医学部付属病院に籍をもっていた王皓恵医学博士の常勤派遣が決まり、安定した診療が開始された。

五十三年十二月、王博士が帰国転出されることとなり、五十四年から医師の一月交代制となった。ついで五十七年に入り、再び開業医誘致の方策を検討することとなり、過去に派遣された鬼丸高久医師と協議を進めた結果、同年四月に至り開業することとなった。直ちに鹿児島大学医学部との協議に入り、診療を五十七年四月までとし、一カ月休診して五月をもって町立歯科診療所を閉鎖することとなったのである。

開設より閉鎖まで七年間、診療日数一四六〇日、診療件数一万七九二〇件、診療延べ人数四万四五四六人、町費実質負担三七六四万五〇〇〇円であつたが、当初の目的は充分果たし得たものと考えられる。閉鎖後幸いに、役場近くに鬼丸歯科医院、空港前に重久歯科医院がそれぞれ開業され、住民健康の保持に寄与していただいている現状である。

第124表 溝辺町歯科診療事業特別会計の推移

	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度現込	7年間の計
診療日数(回)	150.5	230.5	212.5	261	272	260.5	23	1,460
診療件数(件)	2,544	2,860	2,309	3,081	3,369	3,528	225	17,920
国民健康保険診療	1,481(58.0)	1,621(56.7)	1,205(52.2)	1,658(53.8)	1,788(53.1)	1,829(51.9)	128(56.6)	9,710(51.2)
社会保険診療	1,052(41.5)	1,229(43.0)	1,090(47.2)	1,413(45.8)	1,582(46.8)	1,695(48.6)	98(43.4)	8,009(45.0)
その他の診療	11(0.5)	10(0.3)	14(0.6)	13(0.4)	39(1.1)	51(1.5)	0	111(0.8)
診療延人数(人)	5,156	7,915	7,223	7,984	7,765	7,969	534	44,546
国民健康保険診療	3,023(58.6)	4,572(57.8)	3,755(52.5)	4,332(54.3)	4,270(55.0)	4,206(52.8)	301(56.4)	24,499(55.0)
社会保険診療	2,106(40.9)	3,317(46.8)	3,377(46.8)	3,618(45.3)	3,456(44.5)	3,709(46.5)	223(43.6)	19,817(44.5)
その他の診療	27(0.5)	25(0.3)	51(0.7)	34(0.4)	39(0.5)	54(0.7)	0	280(0.5)
特別会計の収支の状況								(単位:円)
一般会計繰入金	12,601,000(34.8)	4,509,000(15.4)	5,986,000(21.0)	3,000,000(10.7)	8,177,000(25.9)	2,000,000(7.5)	13,467,537(77.9)	49,731,537
町債	12,700,000(35.1)	—	—	—	—	—	—	12,700,000
国民健康保険診療収入	4,436,267(12.2)	8,767,567(30.0)	7,430,435(26.1)	8,187,276(29.1)	8,202,082(29.0)	8,291,403(31.2)	622,636(3.6)	—
社会保険診療収入	3,382,185(9.3)	7,447,639(25.5)	8,225,996(28.9)	8,419,078(29.9)	7,350,007(23.3)	8,003,940(30.3)	479,275(2.8)	—
一部負担金収入	2,516,237(7.0)	4,816,880(16.5)	4,369,971(15.4)	4,882,895(17.5)	4,622,037(14.6)	4,809,552(18.1)	330,660(1.9)	—
その他の診療収入	389,910(1.1)	1,272,473(4.3)	581,823(2.1)	952,357(3.4)	1,101,312(3.5)	1,383,874(5.2)	32,580(0.2)	121,928,200
診療費収入	12,820(0.1)	17,910(0.1)	70,500(0.2)	96,230(0.3)	156,660(0.5)	119,850(0.6)	75,000(0.4)	—
繰入金	47,197(0.1)	31,234(0.1)	1,655,310(5.8)	2,504,712(8.9)	1,759,464(5.6)	1,662,557(6.3)	2,228,769(13.0)	—
繰出金	112,865(0.3)	91,310(0.3)	21,810(0.1)	35,971(0.1)	59,616(0.2)	60,666(0.2)	24,317(0.1)	—
繰入金	36,188,501	29,252,901	28,448,268	28,163,635	31,578,202	26,540,951	17,272,799	185,359,577
施設費	11,031,055(32.5)	—	—	—	—	—	—	11,031,055
一般管理費	12,984,525(38.3)	21,451,073(77.7)	21,112,911(81.4)	20,425,412(77.4)	23,499,792(78.5)	17,389,068(71.5)	6,091,020(35.0)	122,966,831
医療費	9,322,051(27.5)	5,338,400(19.3)	3,878,115(14.9)	5,026,239(19.0)	4,449,979(14.9)	4,967,240(36.4)	239,545(1.3)	33,201,682
元金	—	—	—	—	—	—	—	—
子	575,996(1.7)	805,058(3.0)	952,500(3.7)	952,500(3.6)	333,499(3.1)	854,619(3.5)	333,864(2.3)	18,170,039
支出合計	33,913,633	27,597,591	25,913,556	26,404,171	29,915,645	24,312,182	17,272,799	185,359,577
実質収支額	2,271,868	1,655,310	2,504,712	1,759,464	1,662,557	2,228,769	0	—
町債収入額	12,601,000	4,509,000	5,986,000	3,000,000	8,177,000	2,000,000	13,467,537	—
町債負担額	△ 10,326,132	△ 2,844,690	△ 3,481,288	△ 1,240,536	△ 6,514,443	△ 228,769	△ 13,467,537	△ 37,645,857

(注) カッコ内は比率(%)

四 環境衛生

始良郡西部衛生処理組合

始良郡西部衛生処理組合は、加治木町、始良町、蒲生町、溝辺町の四町で、昭和三十九年八月一日設立され、昭和四十八年十月には鹿兒島郡吉田町も加入、現在五カ町で組合運営されている。関係人口は八万三〇〇〇人（昭和六十年国調）で、事務所は加治木町木田に所在している。

組合の主な事業内容は、次のとおり。

- ①し尿処理施設の設置と経営及び管理
- ②塵芥処理施設の設置と経営及び管理
- ③火葬場、霊柩車の設置と経営

組合議会は、議員一〇名（各町長一名、議員一名）職員は一八名（事務二名、し尿五名、ごみ九名、火葬二名）で運営している。組合の経費負担は、平等割一〇分の二、処理実績に応じて負担一〇分の八である。

〔組合の主な施設〕

▽し尿処理施設

所在地 加治木町木田

建設 昭和四十年九月着工、同四十二年三月完成

処理能力 一日三〇ト

事業費 六四五万二〇〇〇円

（増設）

建設 昭和四十八年十一月増設着工、同五十年三月

完成

処理能力 一〇六〇ト、合計処理能力一日九〇ト

増設事業費 三億一三九〇万円

▽塵芥処理施設

○みろく焼却場

所在地 加治木町木田

建設 昭和四十四年十一月着工、同四十五年九月完

成

処理能力 一日二五ト（一二・五ト二基）

事業費 五九二六万九〇〇〇円

○吉田清掃センター

所在地 吉田町本城

建設 昭和五十一年十月着工、同五十三年八月完成

処理能力 一日五〇ト（二五ト二基）不燃物は一日

一〇ト（二基）

事業費 七億二二六万六〇〇〇円

▽火葬場施設

所在地 始良町鍋倉

建設 昭和四十七年八月着工、同四十八年三月完

成

炉体設備 火葬炉三基、汚物焼却炉一基

事業費 四五一二万円

▽一般廃棄物最終処分場

所在地 加治木町西別府

建設 昭和五十九年七月着工、同六十一年三月完

成

埋立処分地 敷地面積Ⅱ二万六二四〇平方メートル

埋立面積Ⅱ六八〇〇平方メートル

計画埋立容量Ⅱ三万四〇〇〇立方メートル

埋立期間Ⅱ約一〇年

浸出液処理

処理能力Ⅱ一日七〇立方メートル

事業費 二億七九〇万六〇〇〇円

溝辺町における処理実績と組合負担は第125表のとおりである。

第125表 年次別処理実績と組合負担

種別 年度	し尿処理		塵芥処理		火葬場	
	実績 (kg)	負担 (千円)	実績 (t)	負担 (千円)	実績 (体)	負担 (千円)
55年	1,778	5,844	856	18,723	42	2,462
56	1,298	5,201	951	17,386	62	2,194
57	1,710	5,696	911	16,141	53	2,232
58	1,830	8,239	925	18,131	62	2,315
59	1,762	8,220	10,12	18,995	53	1,997
60	1,782	6,689	1,072	17,045	63	2,958
61	1,870	8,805	1,081	20,604	53	2,480
62	3,397	12,398	1,397	12,401	48	1,739

第四章 福祉団体と施設

一 溝辺町社会福祉協議会

社会福祉法人溝辺町社会福祉協議会は、地域の住民が主体となって福祉の向上を図ることを目的として活動する民間組織である。

昭和二十六年四月一日任意社会福祉協議会として発足以来二八年間、住民福祉の向上のため、諸事業、活動を推進していたが、社会情勢の変化に伴いその運営も複雑多岐にわたる傾向となり、変動する社会情勢に対応するため、昭和五十四年四月一日「社会福祉法人」に改組した。

本町における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を推進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として次のような事業を進めている。

- ① 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究、総合的企画、連絡調整及び助成普及

② 助け合い資金に関する事業

③ 心配ごと相談に関する事業

④ 葬祭具の貸付け、諸葬祭具のあっせんに関する事業

⑤ 家庭奉仕員派遣事業の受託

⑥ 共同募金事業への協力

⑦ その他本会の目的達成のため必要な事業

法人化されてからの活動はこのような事業を推進しているが、特に共同募金活動においては、青年団、老人クラブをはじめ、町民総参加のもとに年二回実施する「いらない運動」による収益を募金にあてるなど、著しい成果を挙げている。

祭壇貸付事業は、経費軽減を目的に昭和五十四年から始めており、町内死亡件数の約八八割の利用率をみている。

また心配ごと相談所は、昭和五十四年以来年間延べ三七七件の相談件数があり、町民の悩み解消の一助となっている。

戦後の混乱が静まりかけた昭和二十四年に、所得に恵まれない人々への生活福祉、所得保障として低所得階層対策が発足し、その後民生委員一人一世帯更生運動とし

第4部 住民福祉編

て推進され、昭和三十年から「世帯更生資金貸付制度」が設けられ、多くの人々がこの資金を活用し更生している。

(第126表)

またそのほかに緊急事態が発生した場合、とりあえず急場しのぎの一助として、法外援助貸付基金制度がある。この基金は無利子であり、資金は香典返しを原資としている(第127表)。

昭和六十二年四月から、家庭奉仕員が社会福祉協議会に移管され、入浴事業とあわせて充実した福祉の実践を図り、福祉の後退が取沙汰されている昨今心の福祉を進めてゆきたいものである。

○歴代会長

初代	山村 登蔵	昭和26年4月～昭和37年11月
二代	中山 藤蔵	昭和37年12月～45年3月
三代	松山 績	昭和45年4月～51年9月
四代	村田 三夫	昭和51年10月～現在

第127表 法外援護資金貸付状況

(金額単位：円)

年度	貸付件数	貸付金額
54	2	79,840
55	12	550,000
56	6	284,440
57	2	74,000
58	3	150,000
59	5	240,000
60	3	150,000
61	6	300,000
62	4	160,000
計	43	1,988,280

第126表 世帯更生資金貸付状況

(金額単位：円)

年度	貸付件数	貸付金額
54	4	2,200,000
55	6	2,567,000
56	3	1,774,000
57	6	7,100,000
58	1	450,000
59	0	0
60	1	1,740,000
61	0	0
62	0	0
計	21	15,831,000

第128表 共同募金配分金使途内訳

(単位：円)

区分 年度	福祉推進 活 動	児童身障 福 祉	老人福祉 活 動	低所得者 援 護	地域福祉 活 動	合 計
55	50,000	292,000	442,000	0	96,000	880,000
56	200,000	425,000	250,000	0	556,000	1,431,000
57	400,000	730,000	431,000	46,000	273,000	1,880,000
58	400,000	570,000	365,600	100,000	642,400	2,078,000
59	400,000	230,000	257,000	0	805,000	1,692,000
60	400,000	341,000	461,000	0	605,000	1,807,000
61	300,000	400,000	440,000	0	854,000	1,994,000
62	200,000	399,000	567,000	50,000	885,000	2,101,000

第129表 共同募金歳末たすけあい募金実績表

(単位：円)

区分 年度	共 同 募 金			歳 末 た す け あ い 募 金		
	目標額	実績額	割合 %	目標額	実績額	割合 %
54	717,000	1,217,850	169.9	178,000	225,309	126.6
55	756,000	1,778,300	235.3	178,000	285,429	160.4
56	905,000	2,178,160	240.8	266,000	267,251	100.5
57	1,040,000	2,551,808	245.4	258,000	265,839	103.1
58	1,102,000	2,584,948	234.6	266,000	270,519	101.7
59	1,156,000	2,223,969	192.4	272,000	280,804	103.3
60	1,203,000	2,322,993	193.1	294,000	295,104	100.4
61	1,227,000	2,484,031	202.5	294,000	294,040	100.1
62	1,295,000	2,684,503	207.3	306,000	307,142	100.4

二 特別養護老人ホーム

社会福祉法人「山陵会」(理事長・徳永正吉)は昭和五十六年九月三日設立認可され、特別養護老人ホームの「フラワーホーム」が本町麓に開設された。

〔施設の概要〕

- 設置主体 社会福祉法人山陵会
- 開設者 理事長 徳永正吉
- 施設名 特別養護老人ホーム「フラワーホーム」
- 所在地 鹿児島県姶良郡溝辺町麓九四七番地三
- 施設長 徳永正弘
- 施設の規模 敷地面積五、八〇九平方メートル

建物構造 鉄筋コンクリート平家建
延床面積 一五七五・四三平方メートル
設 備 居室四人室一二、一人室

二、静養室(三人室)一
全館冷暖房設備・全館ナースクール及び放送設備・特殊浴槽設備・一般浴槽設備

〔総事業費〕

備・機能回復訓練設備・全室洗面所水洗便所設備・非常災害対策設備・浄化槽設備・自動洗濯機・自動脱水機・舞台装置・ロビー・食堂・医務室・厨房・食品庫・介護材料室・寮母控室・会議室・園長(面接)室・事務室・霊安室・給水設備・排水設備・宿直室・浴室・便所・その他

○財源内訳

三七九、五九九、八〇〇円
日本小型自動車振興会補助金 一五〇、七〇〇、〇〇〇円
社会福祉事業振興会貸付金 一一六、五〇〇、〇〇〇円
理事長徳永正吉寄附金 四五、〇一五、八〇〇円
理事長徳永正吉寄附敷地 五、八〇九平方メートル
(六七、三八四、〇〇〇円)
○設計・監理 鹿児島市 永園設計㈱
○施行者 鹿児島市 ㈱鴻池組

第五章 みぞべ温泉

一 誕生までの経過

隣町隼人町日当山は、古くから温泉で栄えた町、温泉の効用は古くから知られ、特に農閑期になると農繁期のダレ（疲れ）をとるため、米・薪持参で湯治に行くのが一つの楽しみであったのも、そう昔の話ではない。最近では自家用自動車の発達により、自宅の風呂に入るくらいにの気持ちで、家族用温泉に短時間で行けるようになった。しかし本町には温泉が皆無である。住民が町内に温泉があれば……の願望を抱くのも当然である。

昭和四十五年財団法人溝辺町開発公社が発足し、公共用地の先行取得を主体として業務を展開していたが、昭和四十八年三月（公有地の拡大の推進に関する法律）に基づき鹿児島県町村土地開発公社溝辺支社の発足に伴い、業務は土地開発公社が行うこととなり、財団の公社は、保有財産の管理を行うこととなった。幸いにそ

の時点において、財団公社は資金にも余裕があったので、単に資金管理をするよりも、住民還元の方法はないものか検討した結果、観光開発の面から長年の願望であった「溝辺に温泉を」を実現する方向に進展したのである。以下掘さくより実現までを記述する。

○昭和55年3月、鹿児島大学理学部地学教室、理学博士 露木利貞教授に検討依頼

○昭和55年9月、露木教授より検討結果発表

①山陵・上床を結ぶ線より五〇〇㊦北西の位置は可能性あり。

②掘さくは、海水面から一三〇〇㊦くらい。

③地熱と水があることが条件。

④成功しなくとも、試験研究をした経過を残すことも必要である。

⑤成功しても、温泉街を形成することは不可能である（即成温泉街との関連から）。

○昭和55年10月、県温泉審議会に試験について諮問

○昭和56年1月、試験許可

○昭和56年7月、試験委託契約（有限会社、隼人興業と、委託費一六七〇万円、掘さく深度七〇〇㊦）

○昭和57年3月、試掘三〇〇㊚（硬岩多く難工するも、可能性ありと報告）。

○昭和57年5月、試掘五一二㊚

○昭和57年8月、試掘七〇〇㊚に及ぶが、孔底温度三七度Cとのことで、さらに掘さくする様業者より要請あり

○昭和57年12月、試掘一〇〇〇㊚に変更契約

○昭和58年2月、財団公社に温泉利用小委員会設置

○昭和58年3月、小委員会調査結果報告

① 泉温四七度C以上を前提とすること。

② 建物は一階建が望ましい。

③ 経営は社会福祉協議会とすることが望ましい。

④ 町コミュニティセンターと競合しないこと。

○昭和58年5月、試掘一〇〇〇㊚で、孔底温度五八度C確認、さらに試掘一五〇〇㊚に変更契約

○昭和58年9月

試掘一〇三三㊚孔底温度五九度C確認、いっ水一六

〇〇㊚

試掘一〇四五㊚孔底温度六〇度C確認

試掘一一一三㊚孔底温度六〇度C確認、いっ水五〇

〇〇㊚

試掘一一一六㊚孔底温度六〇・五度C確認、いっ水

一八〇〇㊚

以上の結果、なお掘さくしても、孔底温度はある程度上昇するものの、いっ水量が低下するので、孔底をふさぐ方法が必要となる。一方孔底温度は高いが、揚水段階で泉温が低下し四〇度C前後しか確保できないこととなった。したがって保温パイプを設置するとともに、加温施設を設置することとなった。

○昭和58年12月、二年六カ月にわたる試掘の概要は、掘さく委託料三七三〇万円、掘さく深度一一一六㊚、保温パイプ七八〇㊚、揚湯量毎分一〇〇㊚、孔底温度六〇度C、源泉孔口温度四一度Cで、工事は終了した。

○昭和58年12月、町は、この温泉を活用すべく、隣地に老人福祉センターを建築することとなり、公社も同時に浴場棟を新設することとし、鉄筋コンクリート平家建一二〇平方㊚と温泉施設工事を発注した。

○昭和59年2月、公社は、老人福祉センター建設用地、

二三〇九・七平方メートル（簿価二四〇〇万円）と、浴場棟及び浴場施設二二〇五万八〇〇〇円、合計四六〇五万八〇〇〇円を町に寄附することとした。

○昭和59年5月、町は老人福祉センターを建設する一方、ゲートボール場、駐車場の設置、周辺環境の整備を終え、老人福祉センターの開館式をとり行うこととなったが、同時に「みぞべ温泉」が実現した記念すべき日を迎えたのである。

泉質は、単純温泉で、低張性・弱アルカリ性温泉として県衛生研究所の認定を受けており、利用客も年間二万人程度定着しており、老人はゲートボールとともに楽しみ、一般客もかなり多く利用されている現状である。

二 成分など

1 成分

- (1) 源泉名 溝辺温泉
- (2) 源泉所在地 溝辺町有川池畑八〇八
- (3) 泉質 単純温泉（低張性・弱アルカリ性・温泉）

カチオン	ミリグラム	ミリバール	ミリバール%
ナトリウムイオン	七三・九	三・二一	六一・二六
カリウム	一七・二	〇・四四	八・四〇
マグネシウム	七・七	〇・六四	一二・二一
カルシウム	一八・九	〇・九四	一七・九四
第一鉄	〇・三	〇・〇一	〇・一九
計	一一八・〇	五・二四	一〇〇・〇〇

- (4) 泉温 源泉摂氏四〇・八度
- (5) 試験成績
 - ① 性状 ゆう出地Ⅱ無色透明・微鉄味・無臭
 - ② 水素イオン濃度（PH） ゆう出地Ⅱ七・六、試験室Ⅱ七・七一
 - ③ ラドン含有量 二・三九（一〇〇億分の一^{リキニ}単位）
 - ④ 比重 〇・九九九四
 - ⑤ 蒸発残留物 三八〇^{ミリ}
 - ⑥ 温泉の成分（本水一^{リキニ}中に含有する分量）

ア ニ オ ン	ミリグラム	ミリバール	ミリバール%
フッ素イオン	〇・二	〇・〇一	〇・二二
塩素	六・九	〇・一九	四・一六
硫酸	六・六	〇・一四	三・〇六
炭酸水素	二五・一	四・二〇	九一・九〇
炭酸	〇・八	〇・〇三	〇・六六
計	二七〇・六	四・五七	一〇〇・〇

通 計 三八八・六_〇

メタけい酸 一三一・八_〇

合 計 五二〇・四_〇

遊離炭酸 一二・七_〇

メタ亜砒酸

総ヒ素〇・〇〇五_μg/kg未滿

腐 蝕

銅イオン〇・〇一

鉛 〇・〇二

総 計 五三三・一_〇

総水銀〇・〇二_μg/kg未滿

(温泉の分析年月日 昭和五十八年一月二十四日)

2 禁忌症及び適応症

(1) 禁忌症

- ①急性疾患(特に熱のある場合) ②活動性の結核
- ③悪性腫瘍 ④重い心臓病 ⑤呼吸不全 ⑥腎不全
- ⑦出血性疾患 ⑧高度の貧血 ⑨その他一般に病勢進行中の疾患 ⑩妊娠中(特に初期と末期)

次の疾患については原則として高温浴(四二度)以上を禁忌とする。

ア高度の動脈硬化症 イ高血圧症 ウ心臓症

(2) 適応症

一般的適応症

- ①神経痛 ②筋肉痛 ③関節痛 ④五十肩 ⑤運動麻痺 ⑥関節のこわばり ⑦うちみ ⑧くじき
- ⑨慢性消化器病 ⑩痔疾 ⑪冷え症 ⑫病後回復期
- ⑬疲労回復 ⑭健康増進

(3) 浴用上の注意

- ①温泉療養を始める場合は最初の数日の入浴回数を一日当り一回程度とすること。その後は一日当り二回ないし三回までとすること。

- ②温泉療養の必要期間はおおむね二ないし三週間

を適当とすること。

- ③ 温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり（湯さわりまたは浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。

- ④ 以上のほか入浴には次の諸点について注意すること。

- ⑦ 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは三分ないし一〇分程度とし慣れるにしたがって延長してもよい。

- ① 入浴中は運動浴の場合は別として一般には安静を守る。

- ⑦ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）

- ⑤ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。

- ⑧ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすこと

があるので十分注意をする。

- ⑧ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。

- ⑨ 飲酒しての入浴は特に注意する。

(4) 飲用上の注意事項

- ① 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましい。

- ② 温泉飲用の一回の量是一般に一〇〇㍉ないし二〇〇㍉程度としその一日の量はおおむね二〇〇㍉ないし一、〇〇〇㍉までとすること。

- ③ 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。

- ⑦ 一般には食前三〇分ないし一時間がよい。

- ① 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

（適応症・禁忌症決定年月日 昭和五十九年四月四日）